

「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行业務仕様書

1 事業名

「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行业務

2 趣旨

大津市に妊娠届出をした妊婦等を対象に、現行の「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」、産前・産後に利用できる本市の母子保健サービス情報及び妊婦のための支援給付に関する3つの内容を包含した新たなパンフレット形式の「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」（以下「子育てガイド」という。）を発行するにあたり、協働発行业務者が募集する広告収入による作成を行う方法により、編集・印刷等の経費を市が負担することなく実施するものである。

3 制作期間等

- (1) 制作期間 協定締結日から令和8年3月23日まで
※スケジュールの詳細は、協議のうえ決定すること。
- (2) 配布予定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 配布方法
妊娠届出時及び転入時の面談を受ける妊婦等を対象に子育てガイドを手交する。

4 作成予定部数及び納品

- (1) 作成予定部数 3,000部
- (2) 納品 本市の指示する方法により梱包し、指定する場所へ令和8年3月23日までに納品すること。

5 構成

区分	内容	割合
行政情報	参考資料1及び参考資料2並びに大津市母子保健サービスの情報	60%以上
広告	企業等の広告	40%以下

※割合については、全誌面に占める面積割合とする。

6 作業分担

- (1) 大津市
 - (ア) 行政情報に係る掲載原稿及び資料の提供
 - (イ) 対象市民への配布
 - (ウ) 市民等からの問い合わせ・苦情への対応（行政情報に係るものに限る。）

(2) 事業者

- (ア) 企画、編集（レイアウト、デザイン等）、印刷及び製本等、作成に係る一切の事業
- (イ) 広告主の募集活動の告知から契約までの一切の事業及び広告作成に係る一切の事業
- (ウ) 市への納品
- (エ) 市民等からの問い合わせ・苦情への対応（行政情報に係るものを除く。）

7 規格等

- (1) サイズ等 A4判フルカラー 表紙含む全8ページ程度（長辺綴じ）
- (2) 紙質 パンフレットに適した紙質であること
- (3) 製本 中綴じ又は無線綴じで製本を行うものとする。

8 制作条件

- (1) 市は、子育てガイドの制作に必要な行政情報等の原稿をPDF等の電子データで提供する。
- (2) 事業者は、子育てガイドの企画、広告の募集、編集、印刷、製本及び納品を行う。
- (3) 事業者は、子育てガイドに広告を掲載できるものとし、その広告掲載により得られる収入は、事業者に帰属するものとする。
- (4) 事業者は広告の募集に必要な告知から契約までの一切を全て事業者が行うものとする。また、事業者は、市が必要とする場合を除いて、市が告知文書の発送や営業活動へ参加することを一切求めてはならないものとする。

9 留意事項

- (1) 事業の実施に当たり、常に本市と緊密な連絡体制をとること。
- (2) 協議を行った際、事業者は協議録を作成し本市の承認を得ること。

10 広告

- (1) 事業者は「大津市広告掲載要綱第3条」及び「大津市広告掲載基準」の規定を満たさなければならない。また、市の業務に支障を及ぼす恐れのある広告を掲載してはならないものとする。
- (2) 事業者は掲載予定の広告について、あらかじめ大津市に承認を得たうえで、掲載するものとする。
- (3) 原稿内には、広告である旨を明記するものとする。
- (4) 広告内容に関して市は一切責任を負わないものとする。また、広告掲載により第三者から被害を受けた旨の報告がなされた場合は、事業者又は広告主の責任において解決することとする。

1 1 制作経費

子育てガイドの企画、広告の募集、編集、印刷、製本及び納品に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

1 2 電子書籍等への転載

市又は事業者は、子育てガイド又は子育てガイドに掲載されていた情報（以下「子育てガイド情報」という。）について、自らのホームページへ転載することができる。

また、ホームページ以外の媒体に子育てガイド情報を転載する場合は、相手方の承認を得るものとする。

1 3 その他

子育てガイドの納品時に、PDF形式の電子データを紙面と同じもののほか、広告を削除したデータもあわせて提出すること。

なお、PDFデータについては、高解像度（300dpi 程度）のPDFファイルと低解像度のPDFファイルを作成すること。低解像度のものはホームページ掲載用とし、ディスプレイの表示や印刷で判別、判読可能な程度のものとする。